

第 2 2 期第 4 0 回 松浦海区漁業調整委員会

日時 令和 7 年 3 月 11 日 (火) 15 時から
場所 唐津市水産会館 研修室
(唐津市海岸通り 7182-217)

次 第

1 開 会 2 議 題

- (1) ぶり (もじゃこ) 特別採捕許可方針 (案) について (協議) P1~3
- (2) 令和 7 年 (2025 年) 度もじゃこまき網漁業の許可方針 (案) について (諮問)
. P4~6
- (3) 佐賀県資源管理方針の一部変更について (諮問) P7~44
- (4) 特定水産資源 (するめいか及びぶり) に関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量の設定 (案) について (諮問) P45~47
- (5) 特定水産資源 (くろまぐろ) に関する令和 6 管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について (報告) P48~50
- (6) 漁業権漁業の資源管理の状況等の報告について (報告) P50~57
- (7) 高串支所における試験養殖について (協議)
 - 1 ムラサキウニ養殖 (地まき式) P58~68
 - 2 マガキ天然採苗 P69~81
- (8) 第 2 2 期第 4 回筑肥連合海区漁業調整委員会について (報告) P82~83
- (9) 試験養殖の結果について (報告)
- (10) その他 P84~85

水産 第4717号
令和7年(2025年)3月5日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川 寄 和 正 様

佐賀県知事 山 口 祥

令和7年(2025年)度 もじゃこ特別採捕許可方針(案)につ
いて(協議)

佐賀県漁業調整規則第37条第1項の規定により、全長15センチメートル以
下のぶり(もじゃこ)について採捕を禁止しています。

このため、全長15センチメートル以下のぶり(もじゃこ)を採捕する場合は、
同規則第47条第1項により特別採捕の許可を受ける必要があります。

ついては、別紙のぶり(もじゃこ)特別採捕許可方針(案)により許可したい
ので協議します。

担当：水産課漁業調整担当 伊藤・吉田
電話：0952-25-7145

ぶり（もじゃこ）特別採捕許可方針

令和 7年（2025年） 度における、ぶり（もじゃこ）の特別採捕の許可については、次の方針により処理する。

1 適用除外の事項

佐賀県漁業調整規則第37条第1項

2 使用漁具及び漁法

まき網、すくい網（まき網を使用する場合は、もじゃこまき網漁業に係る知事の許可を受けなければならない。）

3 採捕区域

佐賀県玄海海域

4 採捕期間

令和 7年（2025年） 5月20日から令和 7年（2025年） 6月11日まで

5 許可の有効期間

令和 7年（2025年） 5月20日から令和 7年（2025年） 10月31日まで

6 許可隻数

10隻

7 条件

- (1) 共同漁業権漁場で操業してはならない。
- (2) もじゃこの総採捕尾数は、各年度定めた採捕数量計画尾数を按分した尾数以内とする。
- (3) 採捕したもじゃこは、10月31日まで販売してはならない。
- (4) 採捕する網目の目合は、1.2センチメートル以上（26節以内）とする。
- (5) 操業中は別に定める標旗を掲げなければならない。
- (6) 漁期終了後は、速やかに採捕尾数実績報告書を提出しなければならない。

標旗

地 色： 桃色

文字色： 白色

7年（2025年）度許可番号 第 号
も じ ゃ こ
佐賀県

8 許可の対象

- (1) 第1種区画漁業権（魚類小割式養殖業）の行使者のうち、ぶり養殖業を営む者
- (2) 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
- (3) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者

水産 第4715号
令和7年(2025年)3月5日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川 嵯 和 正 様

佐賀県知事 山 口 祥

令和7年(2025年)度 もじゃこまき網漁業の許可方針(案)
について(諮問)

このことについて、別案のとおり許可方針を定めたいので、佐賀県漁業調整規則第15条第2項、第11条第3項及び同条5項の規定により、貴会の意見を求めます。

担当：水産課漁業調整担当 伊藤・吉田
電話：0952-25-7145

令和7年(2025年)度もじゃこまき網漁業許可方針

第1 制限措置

(1) 漁業種類

もじゃこまき網漁業

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数

10隻

(3) 船舶の総トン数

制限なし

(4) 推進機関の馬力数

制限なし

(5) 操業区域

佐賀県玄海海域

(6) 漁業時期

令和7年5月20日から令和7年6月11日まで

(7) 漁業を営む者の資格

- ①第1種区画漁業権(魚類小割式養殖業)の行使者のうち、ぶり養殖業を営む者
- ②佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
- ③佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
- ④佐賀県漁業調整規則(令和2年佐賀県規則第63号)第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
- ⑤適切な資源管理を実践できる者
- ⑥漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

令和7年5月20日から令和7年10月31日まで

第3 申請すべき期間

令和7年4月4日から令和7年4月25日まで

第4 許可の基準

第1(7)に定める資格を有し、第1(1)に定める漁業を営もうとする者。ただし、第1(2)に定める隻数を超える場合は、次に掲げる優先順位とする。また、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。

なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 第1種区画漁業権（魚類小割式養殖業）の行使者のうち、現在「ぶり養殖業」を営んでいる者
- (2) 第1種区画漁業権（魚類小割式養殖業）の行使者のうち、新たに「ぶり養殖業」を営もうとする者

第5 条件

- 1 共同漁業権漁場内で操業してはならない。

水産第 4602 号
令和 7 年 (2025 年) 2 月 25 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川寄 和正 様

佐賀県知事 山口 祥

佐賀県資源管理方針の一部変更について (諮問)

標記方針の変更にあたり、漁業法第 14 条第 4 項の規定により、貴漁業調整委員会の御意見をお聴かせくださるようお願いいたします。

【添付資料】

1. 佐賀県資源管理方針 (本文) 案
2. 佐賀県資源管理方針 (別紙) 案
3. 新旧対照表案

佐賀県農林水産部水産課
漁業調整担当 伊藤
電話:0952-25-7145
FAX :0952-25-7274

○佐賀県資源管理方針

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定に基づき、佐賀県において資源管理を行うための方針を次のように変更したので、同条第10項で準用する同条第6項の規定に基づき公表する。

令和7年●月●日

佐賀県知事 山口 祥義

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の水産業は、生産量62.9千トン（令和4年）、生産額は251.9億円（令和3年）である。また、漁業就業者数は、2,965人（令和5年）であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、都道府県知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を漁獲量の管理の基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当

てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ適切なタイミングで報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進

めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにすることとする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得たうえで、着実に実行していくものとする。

3 種苗放流等の取組

種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組は、資源管理の一環として実施することから、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

新たに種苗放流等を実施する水産資源については、資源水準の回復にその取組の有効性が認められる場合に、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとし、当該水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

これまで種苗放流等を実施してきた水産資源については、種苗放流等の効果の検証の結果、その取組の有効性が認められるものであって、その造成の目的を達成していないものは、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとする。

また、当該検証の結果、当該水産資源の造成の目的を達成したものは、当該水産資源を維持するために必要な資源管理措置のみを実施することに移行することとし、種苗放流等を実施しないこととする。

なお、当該検証の結果、その効果の認められないものは、種苗放流等を実施しないこととする。

4 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するように指導するものとする。

第7 佐賀県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-11 ぶり」までに、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙3-1 さわら日本海・東シナ海系群」から「別紙3-16 あわび類佐賀県玄海海域」までに、それぞれ定めるものとする。

附則

この方針は、令和2年12月1日より施行する。

附則

この方針は、令和3年1月1日より施行する。

附則

この方針は、令和3年4月1日より施行する。

附則

この方針は、令和3年7月1日より施行する。

附則

この方針は、令和4年4月1日より施行する。

附則

この方針は、令和4年7月1日より施行する。

附則

この方針は、令和5年1月1日より施行する。

附則

この方針は、令和6年2月7日より施行する。

附則

この方針は、令和6年12月17日より施行する。

附則

この方針は、令和7年●月●日より施行する。

別紙 1 - 1

第 1 特定水産資源
まあじ

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県まあじ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業（漁業の許可及び取締りに関する省令（昭和 38 年農林水産省令第 5 号第 70 条第 1 号に規定する漁業）、小型まき網漁業（佐賀県漁業調整規則（令和 2 年佐賀県規則第 63 号（以下「規則」という。））第 4 条第 1 項第 8 号に規定する漁業）、しき網漁業（規則第 4 条第 1 項第 13 号に規定する漁業）、定置漁業（法第 60 条第 3 項第 1 号に規定する漁業）、小型定置網漁業（法第 60 条第 5 項第 2 号に規定する網漁具を移動しないように敷設して営む漁業の一種及び規則第 4 条第 1 項第 18 号に規定する漁業）及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまあじを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県まあじ漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまあじを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
中型まき網漁業	2 統
小型まき網漁業	4 統
しき網漁業	50 統
定置漁業	2 統
小型定置網漁業	60 統

別紙 1 - 2

第 1 特定水産資源

まいわし対馬暖流系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県まいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまいわしを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県まいわし漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまいわしを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
中型まき網漁業	2 統
小型まき網漁業	4 統
しき網漁業	50 統
定置漁業	2 統
小型定置網漁業	60 統

別紙 1 - 3

第 1 特定水産資源
さんま

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県さんま漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、さんまを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるさんまを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県さんま漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるさんまを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
中型まき網漁業	2 統
小型まき網漁業	4 統
しき網漁業	50 統
定置漁業	2 統
小型定置網漁業	60 統

別紙 1 - 4

第 1 特定水産資源
するめいか

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県するめいか漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

② 水域

②の対象とする漁業が、するめいかを採捕する水域

② 対象とする漁業

定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるするめいかを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県するめいか漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるするめいかを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
定置漁業	2 統
小型定置網漁業	60 統

別紙 1 - 5

第 1 特定水産資源

くろまぐろ（小型魚）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 佐賀県くろまぐろ（小型魚）定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域（省令第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。以下同じ。）

② 対象とする漁業

佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（小型魚）を採捕する定置漁業（法第 60 条第 3 項に規定する定置漁業及び法第 60 条第 5 項第 2 号に掲げる第 2 種共同漁業漁業（定置網を使用するものに限る。））

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日から、その日の属する月の翌月 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量等の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 9 1 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。）

2 佐賀県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業（佐賀県くろまぐろ（小型魚）定置漁業を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日から、その日の属する月の翌月 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量等の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 9

1号) 第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。)

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を平成22年(2010年)1月1日から平成24年(2012年)12月末日までの漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分で按分する。また、管理年度の途中において、国の留保からの漁獲可能量の追加配分又は大臣管理区分若しくは他の都道府県との間の漁獲可能量の融通等が実施されることに伴って本県の漁獲可能量が増加した場合、当該特定水産資源の回遊状況、協定の実施状況等を踏まえ、松浦海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の総量等の公表に関して、法第31条に定める漁獲量の総量が知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあると認めるときに該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

別紙 1 - 6

第 1 特定水産資源

くろまぐろ（大型魚）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 佐賀県くろまぐろ（大型魚）定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（大型魚）を採捕する定置漁業（法第 60 条第 3 項に規定する定置漁業及び法第 60 条第 5 項第 2 号に掲げる第 2 種共同漁業漁業（定置網を使用するものに限る。））

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日から、その日の属する月の翌月 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量等の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなると認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 9 1 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。）

2 佐賀県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業（佐賀県くろまぐろ（大型魚）定置漁業を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日から、その日の属する月の翌月 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量等の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなると認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 9 1 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。）

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

定置漁業および漁船漁業にそれぞれ概ね半量ずつを配分する。また、管理年度の途中において、国の留保からの漁獲可能量の追加配分又は大臣管理区分若しくは他の都道府県との間の漁獲可能量の融通等が実施されることに伴って本県の漁獲可能量が増加した場合、当該特定水産資源の回遊状況、協定の実施状況等を踏まえ、松浦海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の総量等の公表に関して、法第31条に定める漁獲量の総量が知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあると認めるときに該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

別紙 1 - 7

第 1 特定水産資源

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県まさば及びごまさば漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば及びごまさばを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまさば及びごまさばを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県まさば及びごまさば漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまさば及びごまさばを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
中型まき網漁業	2 統
小型まき網漁業	4 統
しき網漁業	50 統
定置漁業	2 統
小型定置網漁業	60 統

別紙 1 - 8

第 1 特定水産資源

かたくちいわし対馬暖流系群（体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第 2 から第 3 において同じ。）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県かたくちいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、かたくちいわしを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業、いわし船曳網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるかたくちいわしを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県かたくちいわし漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

かたくちいわし対馬暖流系群のうち、しらす（かたくちいわし対馬暖流系群のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。以下この別紙において同じ。）を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないように努める。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

別紙 1 - 9

第 1 特定水産資源

うるめいわし対馬暖流系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

佐賀県うるめいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、うるめいわしを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるうるめいわしを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県うるめいわし漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし

第 5 資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）

に定めるステップアップ管理を行う。

第 1 特定水産資源

まだい日本海西部・東シナ海系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

佐賀県まだい漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、まだいを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまだいを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県まだい漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 5 資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）

に定めるステップアップ管理を行う。

別紙 1—11

第 1 特定水産資源
ぶり

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県ぶり漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、ぶりを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるぶりを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県ぶり漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 5 資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）
に定めるステップアップ管理を行う。

別紙 3—1

第 1 水産資源

さわら日本海・東シナ海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源量指標値を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙 3—2

第 1 水産資源

ひらめ日本海中西部・東シナ海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙 3—3

第 1 水産資源

とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙 3—4

第 1 水産資源

けんさきいか日本海・東シナ海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を、中位以上に回復させる。なお国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙 3—5

第 1 水産資源

きんめだい（太平洋系群のうち九州西部海域）

第 2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（34 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙 3—6

第 1 水産資源

いさき九州北・西海域

第 2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、ごち網漁業における CPUE を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（80kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙3—7

第1 水産資源

くるまえび玄界灘佐賀海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、小型機船底引き網（えびこぎ網漁業）における CPUE を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（2kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙3—8

第1 水産資源

くえ九州北西・山口海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、全漁業種類から算出した CPUE を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（13kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙3—9

第1 水産資源

がざみ有明海海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、固定式刺し網漁業における CPU E を直近 5 年間（2018～2022 年）の平均値程度（16.4kg/隻・回）で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内

容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙3—10

第1 水産資源

あかむつ九州北西海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の平均値（22トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙3—11

第1 水産資源

このしろ有明海海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、投網漁業におけるCPUEを直近5年間（2018～2022年）の平均値（200kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙3—12

第1 水産資源

しばえび有明海海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、投網漁業におけるCPUEを直近5年間（2018～2022年）の平均値（250kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする

者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

- 第 4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙 3—13

第 1 水産資源

さるぼう佐賀県有明海海域

第 2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（738 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

- 第 4 その他資源管理に関する重要事項

別紙 3—14

第 1 水産資源

うに類佐賀県玄海海域

第 2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（58 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

- 第 4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙 3—15

第 1 水産資源

さざえ佐賀県玄海海域

第 2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（70 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこ

ととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙3—16

第1 水産資源

あわび類佐賀県玄海海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の平均値（11トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

佐賀県資源管理方針（改正後）	佐賀県資源管理方針（改正前）
<p>○佐賀県資源管理方針</p> <p>漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 14 条第 9 項の規定に基づき、佐賀県において資源管理を行うための方針を次のように変更したので、同条第 10 項で準用する同条第 6 項の規定に基づき公表する。</p> <p><u>令和●年●月●日</u></p> <p style="text-align: right;">佐賀県知事 山口 祥義</p> <p>第 1 資源管理に関する基本的な事項</p> <p>1 漁業の状況</p> <p>本県の水産業は、生産量 62.9 千トン（令和 4 年）、生産額は 251.9 億円（令和 3 年）である。また、漁業就業者数は、2,965 人（令和 5 年）であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。</p> <p>2 本県の責務</p> <p>本県は、漁業法（以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第 10 条第 1 項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。</p> <p>第 2～第 7（略）</p> <p>第 8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針</p> <p>特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙 1－1 まあじ」から「別紙 1－<u>11 ぶり</u>」までに、法第 11 条第 2 項第 2 号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資</p>	<p>○佐賀県資源管理方針</p> <p>漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 14 条第 9 項の規定に基づき、佐賀県において資源管理を行うための方針を次のように変更したので、同条第 10 項で準用する同条第 6 項の規定に基づき公表する。</p> <p>令和 6 年 2 月 7 日</p> <p style="text-align: right;">佐賀県知事 山口 祥義</p> <p>第 1 資源管理に関する基本的な事項</p> <p>1 漁業の状況</p> <p>本県の水産業は、生産量 66.6 千トン（令和 3 年）、生産額は 305.6 億円（令和 2 年）である。また、漁業就業者数は、3,669 人（平成 30 年）であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。</p> <p>2 本県の責務</p> <p>本県は、漁業法（以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第 10 条第 1 項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。</p> <p>第 2～第 7（略）</p> <p>第 8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針</p> <p>特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙 1－1 まあじ」から「別紙 1－10 まだい」までに、法第 11 条第 2 項第 2 号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資</p>

<p>源の資源管理の方向性は「別紙3-1 <u>さわら日本海・東シナ海系群</u>」から「別紙3-16 あわび類佐賀県玄海海域」までに、それぞれ定めるものとする。</p> <p>附則 この方針は、令和2年12月1日より施行する。</p> <p>附則 この方針は、令和3年1月1日より施行する。</p> <p>附則 この方針は、令和3年4月1日より施行する。</p> <p>附則 この方針は、令和3年7月1日より施行する。</p> <p>附則 この方針は、令和4年4月1日より施行する。</p> <p>附則 この方針は、令和4年7月1日より施行する。</p> <p>附則 この方針は、令和5年1月1日より施行する。</p> <p>附則 この方針は、令和6年2月7日より施行する。</p> <p>附則 この方針は、令和6年12月17日より施行する。</p>	<p>源管理の方向性は「別紙3-1 ぶり」から「別紙3-17 あわび類佐賀県玄海海域」までに、それぞれ定めるものとする。</p> <p>附則 この方針は、令和2年12月1日より施行する。</p> <p>附則 この方針は、令和3年1月1日より施行する。</p> <p>附則 この方針は、令和3年4月1日より施行する。</p> <p>附則 この方針は、令和3年7月1日より施行する。</p> <p>附則 この方針は、令和4年4月1日より施行する。</p> <p>附則 この方針は、令和4年7月1日より施行する。</p> <p>附則 この方針は、令和5年1月1日より施行する。</p> <p>附則 この方針は、令和6年2月7日より施行する。</p> <p>附則 この方針は、令和6年12月17日より施行する。</p>
--	---

附則

この方針は、令和●年●月●日より施行する。

別紙 1

別紙 1—1～1—10（略）

別紙 1—11

第 1 特定水産資源

ぶり

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

佐賀県ぶり漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、ぶりを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるぶりを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県ぶり漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

別紙 1

別紙 1—1～1—10（略）

(新設)

第5 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

別紙3—1

第1 水産資源

さわら日本海・東シナ海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源量指標値を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙3—2

第1 水産資源

ひらめ日本海中西部・東シナ海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該

別紙3—1

第1 水産資源

ぶり

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙3—2

第1 水産資源

さわら日本海・東シナ海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源量指標値を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該

協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙3—3

第1 水産資源

とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙3—4

第1 水産資源

けんさきいか日本海・東シナ海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を、中位以上に回復させる。なお

国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定

該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙3—3

第1 水産資源

ひらめ日本海中西部・東シナ海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙3—4

第1 水産資源

とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

<p>められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。</p> <p>別紙3—<u>5</u></p> <p>第1 水産資源 きんめだい（太平洋系群のうち九州西部海域）</p> <p>第2 資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の平均値（34トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。</p> <p>別紙3—<u>6</u></p> <p>第1 水産資源 いさき九州北・西海域</p>	<p>佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。</p> <p>別紙3—5</p> <p>第1 水産資源 けんさきいか日本海・東シナ海系群</p> <p>第2 資源管理の方向性 国が行う資源評価において判断される資源水準を、中位以上に回復させる。なお 国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。</p> <p>別紙3—6</p> <p>第1 水産資源 きんめだい（太平洋系群のうち九州西部海域）</p>
--	--

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、ごち網漁業における CPUE を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（80kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙 3—7

第1 水産資源

くるまえび玄界灘佐賀海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、小型機船底引き網（えびこぎ網漁業）における CPUE を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（2kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（34 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙 3—7

第1 水産資源

いさき九州北・西海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、ごち網漁業における CPUE を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（80kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙 3—8

第 1 水産資源

くえ九州北西・山口海域

第 2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、全漁業種類から算出した CPUE を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（13kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙 3—9

第 1 水産資源

がぞみ有明海海域

第 2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、固定式刺し網漁業における CPUE を直近 5 年間（2018～2022 年）の平均値程度（16.4kg/隻・回）で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定し

特になし。

別紙 3—8

第 1 水産資源

くるまえび玄界灘佐賀海域

第 2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、小型機船底引き網（えびこぎ網漁業）における CPUE を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（2kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙 3—9

第 1 水産資源

くえ九州北西・山口海域

第 2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、全漁業種類から算出した CPUE を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（13kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協

<p>た協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。</p> <p>別紙3—10</p> <p>第1 水産資源 あかむつ九州北西海域</p> <p>第2 資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の平均値（22トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。</p>	<p>定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。</p> <p>別紙3—10</p> <p>第1 水産資源 がざみ有明海海域</p> <p>第2 資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、固定式刺し網漁業におけるCPUEを直近5年間（2018年～2022年）の平均値程度（16.4kg/隻・回）で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。</p>
<p>別紙3—11</p> <p>第1 水産資源 このしろ有明海海域</p> <p>第2 資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、投網漁業におけるCPUEを直近5年間（2018～2022年）の平均値（200kg/隻・回）程度で</p>	<p>別紙3—11</p> <p>第1 水産資源 あかむつ九州北西海域</p> <p>第2 資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の</p>

<p>維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。</p> <p>別紙3—<u>12</u></p> <p>第1 水産資源 しばえび有明海海域</p> <p>第2 資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、投網漁業におけるCPUEを直近5年間（2018～2022年）の平均値（250kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。</p> <p>別紙3—<u>13</u></p>	<p>平均値（22トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。</p> <p>別紙3—12</p> <p>第1 水産資源 このしろ有明海海域</p> <p>第2 資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、投網漁業におけるCPUEを直近5年間（2018年～2022年）の平均値（200kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。</p> <p>別紙3—13</p>
---	--

<p>第1 水産資源 さるぼう佐賀県有明海海域</p> <p>第2 資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の平均値（738トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項</p> <p>別紙3—14</p> <p>第1 水産資源 うに類佐賀県玄海海域</p> <p>第2 資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の平均値（58トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p>
--

<p>第1 水産資源 しばえび有明海海域</p> <p>第2 資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、投網漁業におけるC PUEを直近5年間（2018年～2022年）の平均値（250kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。</p> <p>別紙3—14</p> <p>第1 水産資源 さるぼう佐賀県有明海海域</p> <p>第2 資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の平均値（738トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努める</p>
--

<p>第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。</p> <p>別紙3—<u>15</u></p> <p>第1 水産資源 さざえ佐賀県玄海海域</p> <p>第2 資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の平均値（70トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。</p>	<p>こととする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項</p> <p>別紙3—15</p> <p>第1 水産資源 うに類佐賀県玄海海域</p> <p>第2 資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の平均値（58トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。</p>
<p>別紙3—<u>16</u></p> <p>第1 水産資源 あわび類佐賀県玄海海域</p> <p>第2 資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の平均値（11トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源</p>	<p>別紙3—16</p> <p>第1 水産資源 さざえ佐賀県玄海海域</p> <p>第2 資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の平均値（70トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の</p>

<p>の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第 4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。</p>	<p>採捕をする者による法第 124 項第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第 4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。</p> <p>別紙 3—17</p> <p>第 1 水産資源 あわび類佐賀県玄海海域</p> <p>第 2 資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（11 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。</p> <p>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 項第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第 4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。</p>
--	---

議題 4

水産第4775号
令和7年(2025年)3月5日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川崎 和正 様

佐賀県知事 山口 祥

するめいか、ぶりに関する令和7管理年度における
知事管理漁獲可能量の設定(案)について(諮問)

このことについて、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定により、知事管理漁獲可能量を別紙(案)のとおり定めたいので、同条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

(担当:農林水産部 水産課 漁業調整担当 伊藤・江頭)

するめいか、ぶりに関する令和7管理年度(するめいかでは令和7年4月1日から令和8年3月31日まで、ぶりでは令和7年7月1日から令和8年6月30日までの期間をいう。)における漁業法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

第1 するめいか

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
現行水準

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県するめいか漁業	現行水準

第2 ぶり

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
101,000 トンの内数

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県ぶり漁業※	101,000 トンの内数

佐賀県知事 殿

農林水産大臣 江藤 拓

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びぶりに関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びぶりに関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びぶりに関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量（トン）	基本シェア（%）	現行水準の場合の目安数量（トン）
すけとうだら太平洋系群			
すけとうだら日本海北部系群			
すけとうだらオホーツク海南部			
すけとうだら根室海峡			
するめいか	現行水準	0.03%	10 トン未満
ぶり	101,000 トンの内数	—	

議題 5

(別 紙)

くろまぐろに関する令和6管理年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

第1 くろまぐろ（小型魚）

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

18.6トン

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	10.0トン
佐賀県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	8.0トン

（県留保0.6トン）

第2 くろまぐろ（大型魚）

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

8.5トン

- 2 知事管理区分に配分する数量

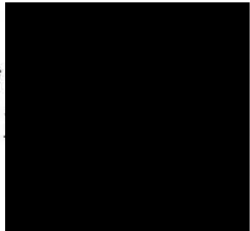
知事管理区分	配分数量
佐賀県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	5.0トン
佐賀県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業	3.0トン

（県留保0.5トン）

松漁調委第51号
令和7年3月3日

佐賀県知事 山口 祥義 様

松浦海区漁業調整委員会
会 長 川 寄 和



特定水産資源に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能
量の変更(案)について(答申)

令和7年3月3日付け水産第4692号で諮問のあったこのことについては、
原案に異議はありません。

担当：佐賀県海区漁業調整委員会事務局
電話：0952-25-7145

水産 第4692号
令和7年(2025年)3月3日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川崎 和正 様

佐賀県知事 山口 祥



くろまぐろに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量
の変更(案)について(諮問)

このことについて、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第5項の規定により、知事管理漁獲可能量を別紙(案)のとおり変更したいので、同条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

(担当:農林水産部 水産課 漁業調整担当 伊藤・江頭)

議題 6

水産 第4568号
令和7年(2025年)2月20日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川崎 和正 様

佐賀県知事 山口 祥義



漁業法第90条第1項の規定に基づく資源管理の状況等の報告について

佐賀県松浦海区において、漁業法(昭和24年法律第267号)第90条第1項の規定に基づき、資源管理の状況等の報告の提出がありました。

つきましては、同条第2項および漁業法施行規則第28条第3項の規定に基づき、別添のとおり報告します。

(担当：農林水産部 水産課 漁業調整担当 伊藤・吉田)

共同漁業権内容一覧表 [松浦海区]

第二種

免許番号 (松共)	漁業の名称 地区	雑魚小型定置網		雑魚磯建網		いか敷網		いかかご		あなごかご うけ含む		うなぎかご うけ含む		雑魚かご		しろうおやな		しろうお四手網	
		者 営 の 数 だ	延 操 日	者 営 の 数 だ	延 操 日	者 営 の 数 だ	延 操 日	者 営 の 数 だ	延 操 日	者 営 の 数 だ	延 操 日	者 営 の 数 だ	延 操 日	者 営 の 数 だ	延 操 日	者 営 の 数 だ	延 操 日	者 営 の 数 だ	延 操 日
1	浜崎			6	318			1	40					3	354				
2	満島													2	62				
3	高島	2	403	3	50									4	183				
24	妙見・唐房	1	17	3	20									3	18				
6	相賀	2	236											1	36				
7	神集島	1	193	2	117														
8	湊浜、湊岡(屋形石)			2	47														
8	屋形石(湊浜、湊岡)	3	267	0	0					0	0			1	13				
9	小友(呼子町、呼子町浦方)	1	269																
10	呼子町、呼子町浦方	1	269																
11	加部島、片島本部	2	387	1	7														
12	小川島	0	0	0	0			0	0										
13	名護屋、名護屋岡	1	84	1	3									3	222				
14	波戸	2	247	1	12														
15	串(名護屋、名護屋岡)	3	361	2	44														
16	加唐島			4	533					1	1								
17	馬渡島			4	335														
18	外津(串浦)	1	4	0	0			0	0	0	0			0	0				
19	外津(仮屋)	0	0	0	0			0	0	0	0			0	0				
19	仮屋(外津)	1	200	2	120									6	360	0	0	0	0
20	肥前 (牟形、葛津、京泊)	2	121					1	21					4	83				
21	肥前(星賀、駄竹、 向島、晴気)	1	111	1	15									2	5				
21	高串													29	40				
22	大浦浜			6	145			0	0	0	0			3	18				
23	波多津			5	56			1	10					1	13				

第一種

免許番号 (松共)	第一種		第1種共同漁業権	第2種・第3種共同漁業権	漁場保全等の取組
	漁協名	地区	水揚量(kg)	水揚量(kg)	
1	佐賀玄海	浜崎	別添データの通り	別添データの通り	海底清掃、車エビ種苗放流
2	佐賀玄海	満島	別添データの通り	別添データの通り	海面・海底清掃、海底耕耘
3	佐賀玄海	高島	別添データの通り	別添データの通り	種苗放流、食害生物の除去、海岸清掃 禁漁・休業期間の設定
24	佐賀玄海	唐房・妙見	別添データの通り	別添データの通り	海面・海底清掃
6	佐賀玄海	相賀	別添データの通り	別添データの通り	海面・海底清掃
7	佐賀玄海	神集島	別添データの通り	別添データの通り	海底耕耘、食害生物の除去
8	佐賀玄海	湊浜、湊岡(屋形石)	別添データの通り	別添データの通り	海面・海底清掃、食害生物の除去
8	佐賀玄海	屋形石(湊浜、湊岡)	9,692	14,742	種苗放流、食害生物の駆除、密漁監視
9	佐賀玄海	小友、(呼子町、呼子町浦方)	別添データの通り	別添データの通り	海岸清掃、食害生物の除去
10	佐賀玄海	呼子町、呼子町浦方	別添データの通り	別添データの通り	海岸清掃、食害生物の除去
11	佐賀玄海	加部島、片島本部	別添データの通り	別添データの通り	種苗放流、定期休漁日の設定、食害生物の除去 海岸清掃
12	小川島	小川島	アワビ 340.30kg サザエ 823.00kg ナマコ 18.00kg うに 143.00kg フナ 649.48kg	0kg	・食害生物(がんがぜ)駆除(磯根) ・種苗放流 ・藻場の保全(ヒジキの競合生物除去)(磯根) ・禁漁期の設定(あわび、なまこ、わかめ、ふのり、ひじき) ・密漁監視(11月～12月・18回)(磯根) ・漁獲サイズ規制(クロアワビ10センチ未満漁獲禁止)(磯根)
13	佐賀玄海	名護屋、名護屋岡	別添データの通り	別添データの通り	海岸清掃、食害生物の除去
14	佐賀玄海	波戸	別添データの通り	別添データの通り	種苗放流、海岸清掃、食害生物の除去
15	佐賀玄海	串 (名護屋、名護屋岡)	別添データの通り	別添データの通り	種苗放流、海岸清掃、食害生物の除去
16	佐賀玄海	加唐島	別添データの通り	別添データの通り	種苗放流、海岸清掃、食害生物の除去
17	佐賀玄海	馬渡島	別添データの通り	別添データの通り	種苗放流、海岸清掃、食害生物の除去
18	外津	外津・【串】	0	0	
19	仮屋	外津(仮屋)	230	107	水産多面的事業や種苗放流を行っている。
19	仮屋	仮屋(外津)	あわび 220kg さざえ 4,000kg うに 500kg なまこ 250kg その他貝類 1,140kg	ぶり類 650kg まだい 80kg たこ 50kg その他魚類 1,150kg	
20	佐賀玄海	肥前 (牟形、葛津、京泊)	別添データの通り	別添データの通り	海岸清掃、食害生物の除去、海底耕耘
21	佐賀玄海	肥前(星賀、駄竹、向島、晴気)	別添データの通り	別添データの通り	食害生物の除去、海岸清掃
21	佐賀玄海	高串	別添データの通り	別添データの通り	種苗放流、漂流・漂着物・堆積物処理
22	大浦浜	大浦浜	60,340kg	8,516kg	
23	佐賀玄海	波多津	別添データの通り	別添データの通り	種苗放流、海面・海底清掃

区画漁業権内容一覧表 [松浦海区]

(1) 免許番号等			(2) 漁業種の内容	(3) 漁業の名称	(4) 漁業の時期	(5) 組合員行使権		(6) 漁場の活用状況			(7) 資源管理に関する取組の実施状況			
漁業種番号	免許者	関係支所		漁業種の種類	報告の対象期間	行使権者数	行使者数	活用状況(R5時点)	生産量(kg、尾、個)	生産額(円)	1. 漁業権行使規則の取組状況	2. 区画内漁業権内の漁場環境保全のため、実施している取組	3. その他の取組	備考
松区第511号	仮屋漁協		第1種共同漁業権	かき垂下式養殖業	R5.1.1～R5.12.31	6	6	10m×10m筏 28基	カキ 22,500kg	15,000,000	漁業の方法(養殖期間・養殖規模)を遵守	漁場環境保全のため、斃死したカキ殻は陸揚げし業者に引き取ってもらう事とする。		
松区第512号	仮屋漁協		第1種共同漁業権	かき垂下式養殖業	R5.1.1～R5.12.31	6	4	10m×10m筏 4基	(松区第509号を含む)	(松区第509号を含む)	"	"		
松区第513号	仮屋漁協		第1種共同漁業権	かき垂下式養殖業	R5.1.1～R5.12.31	6	0	貝毒発生時の避難漁場として活用						
松区第514号	仮屋漁協		第1種共同漁業権	かき垂下式養殖業	R5.9.1～R4.12.31	6	0	"						
松区第515号	佐賀玄海漁協	肥前	第1種区画漁業権	かき垂下式養殖業	R5.1.1～R5.12.31	3	3	7m×7m30台	実績なし		漁業の方法(養殖期間・養殖規模)を遵守	漁場改善計画を遵守し、水質に取り組む	県が実施する調査・研究の協力	
松区第516号	佐賀玄海漁協	肥前	第1種区画漁業権	かき垂下式養殖業	R5.1.1～R5.12.31	8	8	10m×10m5台	駄竹(3t)	1,500,000	漁業の方法(養殖期間・養殖規模)を遵守	漁場改善計画を遵守し、水質に取り組む	県が実施する調査・研究の協力	
松区第517号	佐賀玄海漁協	肥前	第1種区画漁業権	かき垂下式養殖業	R5.1.1～R5.12.31	3	3	10m×10m2台	晴気(1t)	811,700	漁業の方法(養殖期間・養殖規模)を遵守	漁場改善計画を遵守し、水質に取り組む	県が実施する調査・研究の協力	
松区第518号	佐賀玄海漁協	肥前	第1種区画漁業権	かき垂下式養殖業	R5.1.1～R5.12.31	3	3	10m×10m3台	晴気		漁業の方法(養殖期間・養殖規模)を遵守	漁場改善計画を遵守し、水質に取り組む	県が実施する調査・研究の協力	
松区第519号	佐賀玄海漁協	肥前	第1種区画漁業権	かき垂下式養殖業	R5.1.1～R5.12.31	3			晴気					
松区第520号	佐賀玄海漁協	高串	第1種区画漁業権	かき垂下式養殖業	R5.1.1～R5.12.31	4	4	10m×10m筏 7個			漁業の方法(養殖期間・養殖規模)を遵守		県が実施する調査・研究の協力	
松区第521号	佐賀玄海漁協	高串	第1種区画漁業権	かき垂下式養殖業	R5.1.1～R5.12.31	4	1	10m×10m筏 1個	15,500kg	11,000,000	漁業の方法(養殖期間・養殖規模)を遵守		県が実施する調査・研究の協力	
松区第522号	佐賀玄海漁協	高串	第1種区画漁業権	かき垂下式養殖業	R5.1.1～R5.12.31	4	2	10m×10m筏 1個			漁業の方法(養殖期間・養殖規模)を遵守		県が実施する調査・研究の協力	
松区第523号	大浦浜漁協		第1種区画漁業権	かき垂下式養殖業	R5.1.1～R5.12.31	25	19	14m×7m 筏 10台						
松区第524号	大浦浜漁協		第1種区画漁業権	かき垂下式養殖業	R5.1.1～R5.12.31	25	19	14m×7m 筏 21台						
松区第525号	大浦浜漁協		第1種区画漁業権	かき垂下式養殖業	R5.1.1～R5.12.31	25	19	14m×7m 筏 23台						
松区第526号	大浦浜漁協		第1種区画漁業権	かき垂下式養殖業	R5.1.1～R5.12.31	25	19	14m×7m 筏 19台						
松区第527号	大浦浜漁協		第1種区画漁業権	かき垂下式養殖業	R5.1.1～R5.12.31	25	19							
松区第528号	大浦浜漁協		第1種区画漁業権	かき垂下式養殖業	R5.1.1～R5.12.31	25	19	14m×7m 筏 35台						
松区第529号	大浦浜漁協		第1種区画漁業権	かき垂下式養殖業	R5.1.1～R5.12.31	25	19	140m ロープ 32本						
松区第530号	大浦浜漁協		第1種区画漁業権	かき垂下式養殖業	R5.1.1～R5.12.31	25	19	140m ロープ 39本						
松区第531号	大浦浜漁協		第1種区画漁業権	かき垂下式養殖業	R5.1.1～R5.12.31	25	19	14m×7m 筏 8台						
松区第532号	佐賀玄海漁協	波多津	第1種区画漁業権	かき垂下式養殖業	R5.1.1～R5.12.31	3	3	10m×10m筏 7台6m×6m筏 3台	①出荷数量 11,424kg	7,742,067	筏数の制限		県が実施する調査・研究の協力	
松区第533号	佐賀玄海漁協	肥前	第1種区画漁業権	かき垂下式養殖業	R5.1.1～R5.12.31	3	3	7m×7m16台	菖津(24t)	16,858,650	漁業の方法(養殖期間・養殖規模)を遵守	漁場改善計画を遵守し、水質に取り組む	県が実施する調査・研究の協力	
松区第534号	佐賀玄海漁協	肥前	第1種区画漁業権	かき垂下式養殖業	R5.1.1～R5.12.31	3	3	10m×10m6台	晴気		漁業の方法(養殖期間・養殖規模)を遵守	漁場改善計画を遵守し、水質に取り組む	県が実施する調査・研究の協力	
松区第551号	佐賀玄海漁協	肥前	第1種区画漁業権	かきひび建て養殖業	R5.1.1～R5.12.31	3	3	12m×5m2力所 7m×7m15台	菖津		漁業の方法(養殖期間・養殖規模)を遵守	漁場改善計画を遵守し、水質に取り組む	県が実施する調査・研究の協力	
松区第552号	大浦浜漁協		第1種区画漁業権	かきひび建て養殖業	R5.1.1～R5.12.31	25	19							
松区第553号	大浦浜漁協		第1種区画漁業権	かきひび建て養殖業	R5.1.1～R5.12.31	25	19							
松区第601号	佐賀玄海漁協他3名	鎮西	第1種区画漁業権	真珠養殖業	R5.1.1～R5.12.31	4	4		9,011匁	66,264,000				避寒地として利用 ※大浦浜と実績合わせる
松区第602号	宮崎 雅司他2名	肥前	第1種区画漁業権	真珠養殖業	R5.1.1～R5.12.31	3	3	9400m			漁業の方法(養殖期間・養殖規模)を遵守	漁場改善計画を遵守し、水質に取り組む	県が実施する調査・研究の協力	
松区第603号	宮崎 雅司他2名	肥前	第1種区画漁業権	真珠養殖業	R5.1.1～R5.12.31	3	3	2600m			漁業の方法(養殖期間・養殖規模)を遵守	漁場改善計画を遵守し、水質に取り組む	県が実施する調査・研究の協力	
松区第604号	寺田 壮一	肥前	第1種区画漁業権	真珠養殖業	R5.1.1～R5.12.31	1	1				漁業の方法(養殖期間・養殖規模)を遵守	漁場改善計画を遵守し、水質に取り組む	県が実施する調査・研究の協力	
松区第605号	宮崎 俊広	肥前	第1種区画漁業権	真珠養殖業	R5.1.1～R5.12.31	1	1				漁業の方法(養殖期間・養殖規模)を遵守	漁場改善計画を遵守し、水質に取り組む	県が実施する調査・研究の協力	
松区第606号	宮崎 雅司	肥前	第1種区画漁業権	真珠養殖業	R5.1.1～R5.12.31	1	1				漁業の方法(養殖期間・養殖規模)を遵守	漁場改善計画を遵守し、水質に取り組む	県が実施する調査・研究の協力	
松区第607号	宮崎 雅司他2名	肥前	第1種区画漁業権	真珠養殖業	R5.1.1～R5.12.31	3	3				漁業の方法(養殖期間・養殖規模)を遵守	漁場改善計画を遵守し、水質に取り組む	県が実施する調査・研究の協力	
松区第608号	宮崎 雅司他2名	肥前	第1種区画漁業権	真珠養殖業	R5.1.1～R5.12.31	3	3				漁業の方法(養殖期間・養殖規模)を遵守	漁場改善計画を遵守し、水質に取り組む	県が実施する調査・研究の協力	
松区第609号	宮崎 雅司他2名	肥前	第1種区画漁業権	真珠養殖業	R5.1.1～R5.12.31	3	3	2400m			漁業の方法(養殖期間・養殖規模)を遵守	漁場改善計画を遵守し、水質に取り組む	県が実施する調査・研究の協力	
松区第610号	肥田 栄一他2名	大浦浜	第1種区画漁業権	真珠養殖業	R5.1.1～R5.12.31	3	3				漁業の方法(養殖期間・養殖規模)を遵守	漁場改善計画を遵守し、水質に取り組む	県が実施する調査・研究の協力	
松区第611号	肥田 栄一他2名	大浦浜	第1種区画漁業権	真珠養殖業	R5.1.1～R5.12.31	3	3	140m ロープ 37本						
松区第612号	伊万里真珠株式会社	大浦浜	第1種区画漁業権	真珠養殖業	R5.1.1～R5.12.31									
松区第651号	佐賀玄海漁協	肥前	第1種区画漁業権	真珠母貝垂下式養殖業	R5.1.1～R5.12.31	2	2	3600m			漁業の方法(養殖期間・養殖規模)を遵守	漁場改善計画を遵守し、水質に取り組む	県が実施する調査・研究の協力	
松区第652号	佐賀玄海漁協	肥前	第1種区画漁業権	真珠母貝垂下式養殖業	R5.1.1～R5.12.31	1	1	3000m			漁業の方法(養殖期間・養殖規模)を遵守	漁場改善計画を遵守し、水質に取り組む	県が実施する調査・研究の協力	
松区第653号	佐賀玄海漁協	肥前	第1種区画漁業権	真珠母貝垂下式養殖業	R5.1.1～R5.12.31	1	1	510m			漁業の方法(養殖期間・養殖規模)を遵守	漁場改善計画を遵守し、水質に取り組む	県が実施する調査・研究の協力	
松区第654号	佐賀玄海漁協	肥前	第1種区画漁業権	真珠母貝垂下式養殖業	R5.1.1～R5.12.31	1	1	3110m			漁業の方法(養殖期間・養殖規模)を遵守	漁場改善計画を遵守し、水質に取り組む	県が実施する調査・研究の協力	
松区第655号	佐賀玄海漁協	肥前	第1種区画漁業権	真珠母貝垂下式養殖業	R5.1.1～R5.12.31	2	2	1600m			漁業の方法(養殖期間・養殖規模)を遵守	漁場改善計画を遵守し、水質に取り組む	県が実施する調査・研究の協力	
松区第656号	大浦浜漁協		第1種区画漁業権	真珠母貝垂下式養殖業	R5.1.1～R5.12.31	3	3							
松区第657号	大浦浜漁協		第1種区画漁業権	真珠母貝垂下式養殖業	R5.1.1～R5.12.31	3	3							
松区第658号	大浦浜漁協		第1種区画漁業権	真珠母貝垂下式養殖業	R5.1.1～R5.12.31	3	3							
松区第659号	大浦浜漁協		第1種区画漁業権	真珠母貝垂下式養殖業	R5.1.1～R5.12.31	3	3	140m ロープ 5本						
松区第660号	大浦浜漁協		第1種区画漁業権	真珠母貝垂下式養殖業	R5.1.1～R5.12.31	3	3	140m ロープ 6本						
松区第701号	佐賀玄海漁協	浜崎	第2種区画漁業権	くらまえばら堤式養殖業	R5.1.1～R5.12.31	1	1	24,000㎡	10,976kg	108,885,448	漁業の方法(養殖期間・養殖規模)を遵守	養殖日誌を詳細に記載し、エビの健康把握に注意している	地元の組合員との情報交換	
松区第702号	佐賀玄海漁協	波多津	第2種区画漁業権	くらまえばら堤式養殖業	R5.1.1～R5.12.31	1	1	堤堤3池 24,300㎡	①出荷数量 17,960kg	81,055,000				
松区第703号	佐賀玄海漁協	波多津	第2種区画漁業権	くらまえばら堤式養殖業	R5.1.1～R5.12.31	1	1							
松区第801号	佐賀玄海漁協	波多津	第3種区画漁業権	あさり養殖業	R5.1.1～R5.12.31	15		18,000㎡(保護区域 90㎡)						
松区第802号	佐賀玄海漁協	波多津	第3種区画漁業権	あさり養殖業	R5.1.1～R5.12.31	15		21,500㎡(保護区域 107.5㎡)	実績なし	実績なし	保護区域設定	採捕期間指定		
松区第803号	佐賀玄海漁協	波多津	第3種区画漁業権	あさり養殖業	R5.1.1～R5.12.31	15		14,700㎡(保護区域 73.5㎡)						
松区第804号	佐賀玄海漁協	波多津	第3種区画漁業権	あさり養殖業	R5.1.1～R5.12.31	15		14,700㎡(保護区域 70.8㎡)						

様式 3

【資源管理の状況等の報告】

【免許番号】 松定第1号

【漁業権者】 神集島黒瀬村張大敷組合 【代表者名】 前田 健一

(1) 定置網漁業権

令和5年

1 資源管理の状況等 <input checked="" type="checkbox"/> 令和5年7月の報告内容から変更なし			
・ 共同漁業権内の資源維持、増殖等のため実施している取組		定置休漁等の取り組み	
・ その他の取組			
2 漁場の活用の状況			
述べ操業日数	水揚量	水揚げ金額	備考
97日	42622.8kg	38,509,637	水揚実績の詳細は別添データのとおり

様式 3

【資源管理の状況等の報告】

【免許番号】 松定第2号

【漁業権者】 西 明久 【代表者名】

(1) 定置網漁業権

令和5年

1 資源管理の状況等 <input checked="" type="checkbox"/> 令和5年7月の報告内容から変更なし			
・関係漁業の資源維持、増殖等のため実施している取組	資源管理の為、年間10日以上 of 休業を実施		
・その他の取組			
2 漁場の活用の状況			
述べ操業日数	水揚量	水揚げ金額	備考
105	70649kg	32,045,175	水揚実績の詳細は別添データのとおり

議題 7

水産第4806号
令和7年(2025年)3月7日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川 嵯 和 正 様

佐賀県知事 山 口 祥



佐賀玄海漁業協同組合 高串支所におけるムラサキウニ地まき試験養殖について(協議)

このことについて、別紙のとおり申請がありましたので、試験養殖処理要綱第4条の規定により貴委員会の意見を求めます。

担当:農林水産部水産課漁業調整担当
電話:0952-25-7145

唐農水第4109号

令和7年2月28日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達 郎

[公印省略]

試験養殖承認申請について（副申）

令和7年2月25日付けで佐賀玄海漁業協同組合より、高串支所におけるムラサキウニ地まき試験養殖の取組みについて、試験養殖の申請書が提出されました。この件について、意見を添えて提出しますので、よろしく願いいたします。

意見書

佐賀玄海漁業協同組合高串支所においては、令和6年度より玄海地区の藻場保全を目的に、ムラサキウニを漁場から取上げ、有効利用する取組みを実施しております。今回の取組みでは、身入りの悪いムラサキウニを蓄養し、身入りの改善を図るものであります。

地まき式ムラサキウニの試験方法としましては、高串漁港内の海底にムラサキウニを粗放的に蓄養するものであります。また、コストの省略化につながり、陸上施設を所有していない他地区での実施可能性もあります。今回の試験養殖の結果次第では、他地区への波及効果を及ぼし、玄海地区全体の漁業収益向上につながると期待ができます。

佐賀県玄海水産振興センターの指導のもと、地まき式ムラサキウニの試験養殖を行うことを、お取り計らいくださるようお願いいたします。

令和7年2月28日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達 郎

試験養殖承認申請書

令和7年2月25日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県唐津市海岸通 7182-233
佐賀玄海漁業協同組合
代表理事組合長 川寄 和正

下記のとおり試験養殖の承認を受けたいので、申請いたします。

記

- 1 目的 ムラサキウニ養殖（地まき式）試験
- 2 水産物の名称 ムラサキウニ
- 3 漁場の位置及び区域並びに面積
唐津市肥前町大字田野（高串漁港内）800 m²（別紙1参照）
- 4 試験養殖期間 試験養殖の承認日より令和8年3月末
- 5 養殖の方法及び規模 地まき式で10m×20m=200 m²を4箇所を実施

添付資料

- （1）理由書
- （2）養殖試験計画書
- （3）漁場位置及び区域図（別図1）
- （4）養殖施設概要図（別図2）

理由書

佐賀玄海漁業協同組合では、令和6年度から、玄海地区の藻場保全を目的に、藻場を食害するムラサキウニを漁場から取り上げ、有効利用する取組を開始している。

今回の取組は、その一環で、漁場から取り上げた身入りの悪いムラサキウニを養殖（蓄養）し、身入り改善を図るものである。既に、高串地区（漁港）の陸上施設を用いた養殖を実施しているが、陸上施設のデメリットとして施設の維持管理コストや、人手がかかることが挙げられる。

今回試験する方法は、海底を利用し、粗放的にムラサキウニを養殖するもので、ほとんどコストと人手がかからず、陸上の施設が無い他の地域での実施可能性がある方法である。

今回の試験で、玄海水産振興センター指導の下、地まき式ムラサキウニ養殖を実施し、その収益性に関するデータを取得する。今回の試験結果次第では、他の地区での実施も可能となり、玄海地区全体の漁業収益性向上につながると期待される。

住 所 佐賀県唐津市海岸通 7182 番地 233
氏 名 佐賀玄海漁業協同組合
代表理事組合長 川寄 和正

ムラサキウニ地まき式養殖試験計画書

1. 試験の概要

(1)実施場所:唐津市肥前町大字田野(高串漁港内)(別図1のとおり)

(2)実施期間:試験養殖の承認日～令和8年3月末

(3)試験内容

a) 概要

ウニの散逸防止網で囲った区画にムラサキウニを放流し、適宜海藻等を投餌し、養殖する(地まき式養殖)。

b) 養殖施設(別図2のとおり)

地まき養殖区画:10m×20m=200 m² 4箇所(のべ 200 m²×4=800 m²)
(区画範囲は高さ0.5m程度のウニの散逸防止網で囲う)

c) 試験方法

「3か月程度の養殖試験を実施し、身入りの改善状況などを調べる」

- ・年2回、春(3～5月頃)、秋(9～11月頃)にムラサキウニを区画内に放流
- ・週に1～2回程度、海藻等を給餌する。
- ・給餌作業は、海藻を区画内に重りとともに投入する形とし、重りは回収する。
- ・適宜、殻長や身入り、生残状況などをモニタリング

d) 養殖スケジュール

	R7.2月	R7. 3～5月	～	R7.6～8月	～	R8.3
作業内容	【春～夏生産】 養殖施設準備 →試験養殖開始→ 飼育管理→試験結果とりまとめ					
	【秋～冬生産】 養殖施設準備 →試験養殖開始→ 飼育管理→試験結果とりまとめ					

e) 試験養殖実施予定者

佐賀玄海漁業協同組合 高串支所

2. 安全対策

施設の維持管理については、佐賀県玄海漁業協同組合高串支所が適切に管理を行う。

3. その他

(緊急時の措置)

台風の接近などになり災害が起こる可能性が懸念される場合は、養殖施設の補強、撤去などの措置を速やかに行うこととする。また、万一本試験養殖に起因する事故・トラブル等が発生した場合は、当支所で責任を持って対応することとする。(緊急時の連絡先:高串支所 0955-54-1134)

別図 1(漁場位置及び区域図)

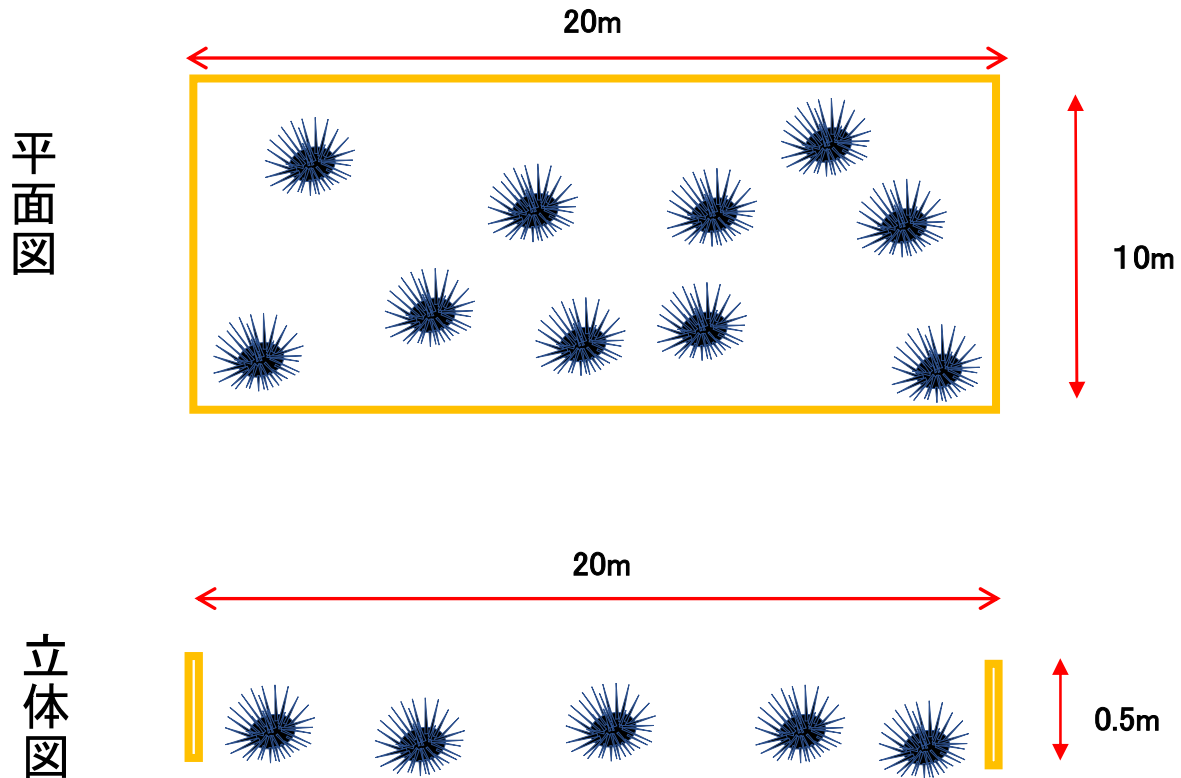
高串漁港内



別図2 養殖施設概要図

養殖区画の海底部分でムラサキウニの養殖を行う。

養殖区画を高さ0.5m程度の仕切りネットで囲い、そこにウニを放流し、その範囲の数か所に餌用の海藻等を投入する。



【参考】仕切りネットのイメージ



ムラサキウニ地まき試験養殖業務委託契約書

試験養殖業務の委託について、唐津市（以下「甲」という。）と佐賀玄海漁業協同組合（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、ムラサキウニ地まき試験養殖業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 乙は、善良な管理者の注意をもって、委託業務を誠実に履行しなければならない。

（委託業務の内容）

第2条 乙が行う委託業務の内容は、別紙試験養殖計画のとおりとする。

2 委託業務の履行に必要な手続きは、乙が行う。

（状況報告）

第3条 甲は、委託業務の状況について、随時報告を求めることができる。

（委託期間）

第4条 業務の委託期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（費用負担）

第5条 委託業務の履行に関し、必要な費用は、全て乙の負担とする。

（成果）

第6条 委託業務の履行によって得られた成果は、全て乙に帰属する。

（契約の解除等）

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、乙に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき

(2) 乙が委託業務を遂行することが困難であると甲が認めたとき

2 乙は、甲の原因により委託業務の遂行が困難になったときは、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(損害賠償)

第8条 乙は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(契約外事項の処理)

第9条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ決定し処理するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和7年2月25日


甲 唐津市西城内1番1号

唐津市

唐津市長 峰 達 

乙 唐津市海岸通7182番地233

佐賀玄海漁業協同組合

代表理事組合長 川 寄 

植物群落调查表

调查日期: 1958.10.10
调查地点: 某某地



样方图



样方图



水産第4807号
令和7年(2025年)3月7日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川 嵯 和 正 様

佐賀県知事 山 口 祥



佐賀玄海漁業協同組合 高串支所におけるマガキ天然採苗試験養殖に
ついて(協議)

このことについて、別紙のとおり申請がありましたので、試験養殖処理要綱第
4条の規定により貴委員会の意見を求めます。

担当:農林水産部水産課漁業調整担当
電話:0952-25-7145

唐農水第4110号

令和7年2月28日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達 郎

[公印省略]

試験養殖承認申請について（副申）

令和7年2月25日付けで佐賀玄海漁業協同組合より、高串支所におけるマガキ天然採苗試験養殖の取組みについて、試験養殖の申請書が提出されました。この件について、意見を添えて提出しますので、よろしく願いいたします。

意見書

佐賀玄海漁業協同組合高串支所におけるマガキ養殖では、夏季の高水温や低塩分によるへい死及び身入り不足が課題となっております。また、近年の物価高騰により種苗購入費も増加し、養殖漁業者の過度な負担となってきました。

これらの課題解決の手段として、天然採苗による海域特性に適した種苗導入が挙げられます。そのため、へい死及び身入り不足による品質低下のリスク軽減に期待が持てます。

当海域においてマガキの幼生が確認されているものの、採苗技術が確立されていないことから、佐賀県玄海水産振興センターの指導のもと、マガキ天然採苗試験養殖を行うことを、お取り計らいくださるようお願いいたします。

令和7年2月28日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達 郎

試験養殖承認申請書

令和7年2月25日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県唐津市海岸通 7182-233
佐賀玄海漁業協同組合
代表理事組合長 川寄 和正

下記のとおり試験養殖の承認を受けたいので、申請いたします。

記

1 目的

マガキの天然採苗試験（垂下方式）

2 水産物の名称

マガキ（稚ガキ）

3 漁場の位置及び区域並びに面積

唐津市阿漕地先 40m×30mの採苗区画 1,200 m²（別紙1を参照）

4 試験養殖期間

試験養殖の承認日～令和8年4月30日

5 養殖の方法及び規模

1) 方法

ホタテ殻垂下連を用いたマガキの天然採苗

2) 規模（別紙2を参照）

40m×30mの採苗区画に縦15m×横3m×高さ2.5mの採苗棚（別紙2を参照）を1基設置し、それぞれの採苗棚にホタテ殻垂下連50連設置

6 添付資料

(1) 理由書

(2) 養殖試験計画書

(3) 試験養殖区画図（別紙1）

(4) 試験養殖施設図（別紙2）

理由書

現在、玄海地区の漁業は、水揚量の減少、魚価の低迷に加え、組合員の減少など厳しい状況に置かれており、複合経営の漁業種として養殖管理にあまり手がかからないマガキなどの二枚貝養殖が増加している。

佐賀玄海漁業協同組合高串支所におけるマガキ養殖では、近年、夏季の高水温や低塩分によるへい死、及び身入り不足による品質低下が課題となっている。また、近年の物価高騰により種苗購入費用も増加し、養殖業者の大きな負担となってきた。

これらの課題を解決する手段の一つに、天然採苗による海域特性に合った種苗の導入が挙げられる。それにより、へい死及び品質低下リスクの分散が期待される。また、種苗購入にかかる費用削減も期待される。

しかしながら、当海域においてマガキの幼生は確認されているものの効率的な採苗技術が確立されていないことから、玄海水産振興センターの指導の下、安定的かつ効率的な天然採苗技術の確立を図る。

住 所 佐賀県唐津市海岸通 7182 番地 233

氏 名 佐賀玄海漁業協同組合

代表理事組合長 川寄 和正

マガキの天然採苗試験養殖計画書

1. 目的

佐賀県玄海地区の水産業を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、複合経営種として養殖管理にあまり手がかからないマガキなどの二枚貝養殖が増加している。

佐賀玄海漁業協同組合高串支所におけるマガキ養殖では、夏季の高水温や低塩分による斃死、身入り不足による品質低下、さらに種苗購入費増加が課題となっている。

これらの問題を解決する手段の一つに、天然種苗による海域特性に合った種苗の導入が挙げられ、斃死及び身入り低下リスクの分散、さらに種苗購入費削減が期待される。

そのため、当海域におけるマガキの安定的かつ効率的な天然採苗技術の確立を図る。

2. 試験養殖の概要

1) 実施場所

唐津市肥前町阿漕地先 40m×30m の採苗区画 1,200 m² (別紙1を参照)

2) 実施期間

試験養殖の承認日～令和8年4月30日

3) 試験内容

a) 養殖施設

- ・区画面積: 40m×30m=1,200 m²
- ・採苗棚: 縦 15m×横 3m×高さ 2.5m (別紙2を参照) 1基

b) 試験方法

- ・令和7年5月に養殖施設(採苗棚)の準備
- ・5月中旬にホタテ殻垂下連50連を設置し、試験養殖開始
- ・9月以降、中間育成
- ・翌1月以降、成長の程度を確認し、順次松区第520号に移して本養殖開始
- ・令和8年4月末 施設撤去

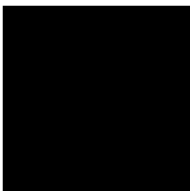
c) 種苗の供給元および供給量(予定)

採苗につき予定なし

d) 出荷先予定

個売り、業者

e) 養殖試験従事予定者氏名



f) 養殖スケジュール

	R7.5月初旬	5月中旬	9月	R8.1月	4月末
作業内容	養殖施設準備→試験養殖開始→中間育成→順次、松区第 520 号で本養殖開始→片付け				

g) 収支計画

i) 支出の部 (※試験養殖実施に必要な資材・種苗等の種類・数量・金額を記載)

費目	数量	金額
採苗棚	1基	100,000 円
採苗器 (ホタテ垂下連一式)	50 連	30,100 円

ii) 収入の部 (※試験出荷がある場合に記載)

未定

4. 安全対策

施設の維持管理については、佐賀県玄海漁業協同組合 高串支所が適切に管理を行う。

5. その他

台風等の接近により流失等の恐れがある場合は、採苗棚の補強・撤去等の措置を迅速に行う。
また、本施設に起因する被害が発生した場合は、当組合漁協高串支所が責任を持って対処する。

○緊急時の連絡先

佐賀玄海漁業協同組合 高串支所 0955-54-1134



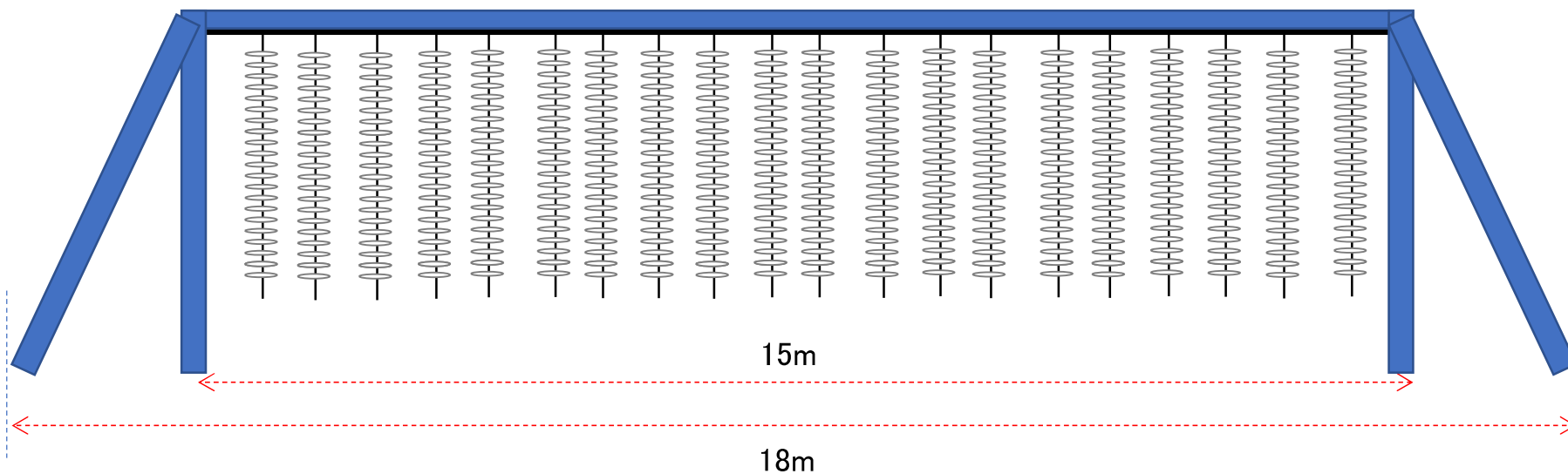
試験養殖実施区画

かき垂下式養殖区画
第520号

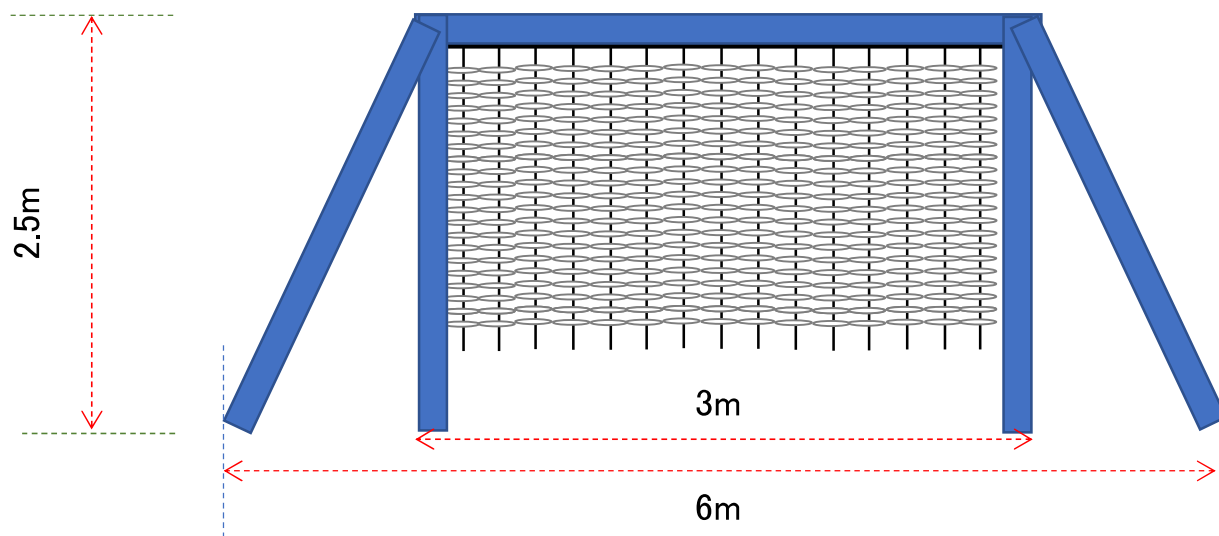
阿漕地先

別紙2.垂直図

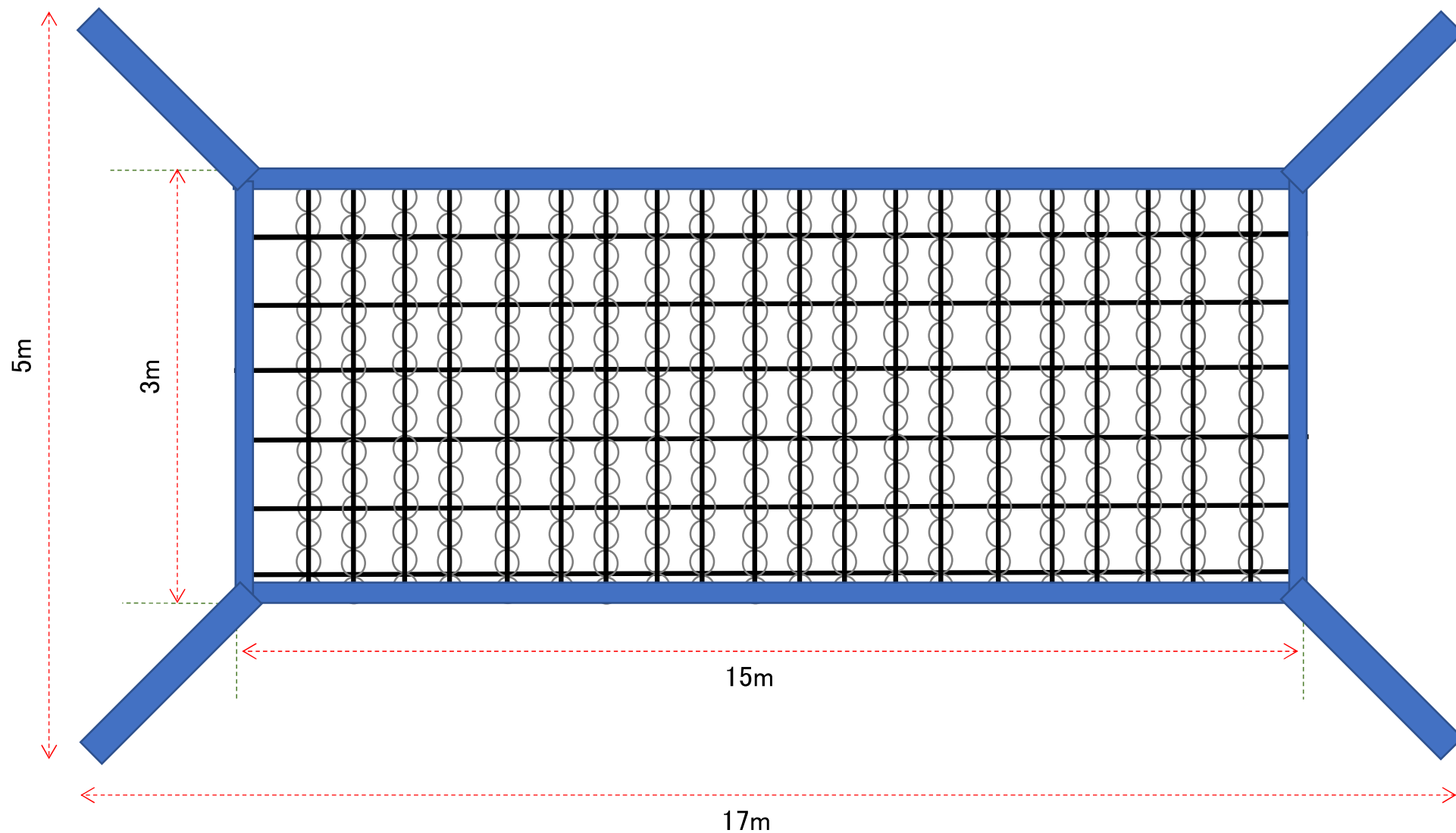
長
辺
側



短
辺
側



別紙2.水平図



マガキ天然採苗試験養殖業務委託契約書

試験養殖業務の委託について、唐津市（以下「甲」という。）と佐賀玄海漁業協同組合（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、マガキの天然採苗試験養殖業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 乙は、善良な管理者の注意をもって、委託業務を誠実に履行しなければならない。

（委託業務の内容）

第2条 乙が行う委託業務の内容は、別紙試験養殖計画のとおりとする。

2 委託業務の履行に必要な手続きは、乙が行う。

（状況報告）

第3条 甲は、委託業務の状況について、随時報告を求めることができる。

（委託期間）

第4条 業務の委託期間は、令和7年5月1日から令和8年4月30日までとする。

（費用負担）

第5条 委託業務の履行に関し、必要な費用は、全て乙の負担とする。

（成果）

第6条 委託業務の履行によって得られた成果は、全て乙に帰属する。

（契約の解除等）

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、乙に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき

(2) 乙が委託業務を遂行することが困難であると甲が認めたとき

2 乙は、甲の原因により委託業務の遂行が困難になったときは、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(損害賠償)

第8条 乙は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(契約外事項の処理)

第9条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ決定し処理するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和7年2月25日

甲 唐津市西城内1番1号

唐津市

唐津市長 峰 達

乙 唐津市海岸通7182番地233

佐賀玄海漁業協同組合

代表理事組合長 川 寄 和



第 2 2 期第 4 回筑肥連合海区漁業調整委員会

日時：令和 7 年 2 月 4 日（火） 14：00～
場所：唐津市近代図書館
（佐賀県唐津市新興町 2 3）

次 第

1. 開 会

2. 議 題

- (1) 唐津湾におけるかたくちいわしまき網漁業の操業協定について（協議）
資料 1（3～9 頁）
- (2) 福岡県海域に入漁する佐賀県いかつり漁船（5 トン以上）の操業について（協議）
資料 2（10 頁）
- (3) 佐賀県海域に入漁する福岡県ごち網漁業に係る操業協定について（協議）
資料 3（11～16 頁）
- (4) 福岡佐賀いかかご漁業協定書の有効期間延長について（報告）
資料 4（17～20 頁）
- (5) その他

3. 閉 会

第22期第4回 筑肥連合海区漁業調整委員会出席者名簿

日時:令和7年2月4日(火) 14:00～

場所:唐津市近代図書館 4階会議室

水産庁九州漁業調整事務所 所 長 中 村 克 彦 調整課長 工 藤 尊 世	
福 岡 県	佐 賀 県
筑前海区漁業調整委員会委員 会 長 富 重 信 一 板 谷 正 信 井 上 博 坂 本 政 彦 上 田 直 子	松浦海区漁業調整委員会委員 会 長 川 寄 和 正 池 田 宏 子 荒 卷 信 弘 坂 本 安 則 梅 崎 博 昭 坂 口 正 人
福岡県農林水産部水産局漁業管理課 漁業調整係長 上 田 拓 技術主査 俵 積 田 貴 彦 主任主事 有 吉 希 望	佐賀県農林水産部水産課 漁業調整担当係長 伊 藤 毅 史
福岡県海区漁業調整委員会事務局 事務局長 佐 野 二 郎 技術主査 松 本 昌 大 主任主事 山 田 菜 美 子	佐賀県海区漁業調整委員会事務局 副事務局長 木 原 康 治 主事 吉 田 友 香

議題 10

第3条(局長専決)

(3) 職員の欠勤、慶弔休暇、年次休暇、夏季休暇、生理休暇、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇、**育児休暇**、引き続き3日以内の特別休暇(裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合を除く。)、介護部分休暇及び引き続き10日以内の病気休暇の願の処理に関する事。

改正部分は下記を想定しています。

「育児休暇」→「育児休暇、子育て部分休暇」

なお、子育て部分休暇は、育児部分休業と同等の無給休暇で、対象年齢が小学校1年生になります。部分休業とは、対象年齢と対象外職員が違うのみで、その他は部分休業と同じになります。

子育て部分休暇	
対象職員	一般職員 (育児短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員、会計年度任用職員を除く)
取得対象年齢	小学校1年生
取得事由	子の送迎、家事等(使途の定めなし)
取得単位	30分
日数等	正規の勤務時間の始め又は終わりに引き続く勤務時間のうち、2時間以内(日数制限なし)
給料	無給

佐賀県有明海区漁業調整委員会 告示第 号
 松浦海区漁業調整委員会

佐賀県有明海区漁業調整委員会 告示第 1 号) の一部を次のように改正する。
 松浦海区漁業調整委員会
 海区漁業調整委員会事務局設置規程 (昭和52年 令和 7 年 3 月 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会会長 西 久 保 敏
 松浦海区漁業調整委員会会長 川 寄 和 正

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(局長専決) 第 3 条 局長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略 (3) 職員の欠勤、慶弔休暇、年次休暇、夏季休暇、生理休暇、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇、育児休暇、引き続き 3 日以内の特別休暇 (裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合を除く。)、介護部分休暇及び引き続き10日以内の病気休暇の願の処理に関する事。 (4)～(11) 略 2 略</p>	<p>(局長専決) 第 3 条 局長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略 (3) 職員の欠勤、慶弔休暇、年次休暇、夏季休暇、生理休暇、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇、育児休暇、<u>子育て部分休暇</u>、引き続き 3 日以内の特別休暇 (裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合を除く。)、介護部分休暇及び引き続き10日以内の病気休暇の願の処理に関する事。 (4)～(11) 略 2 略</p>

附 則
 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。